

## 篠山市手話施策推進方針

平成 28 年 1 月策定

篠山市みんなの手話言語条例（平成 26 年篠山市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、篠山市における手話施策を推進するための方針を次のように定める。

### 【推進目標】

手話を必要とする人が安心して暮らせるよう、手話で会話ができる篠山市をめざします。

### 【基本方針】

手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使い、手話による意思疎通を行い、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会となるよう、市は、市民が手話が言語であることを理解し、手話を学び、手話で意思疎通を図ることができる、手話の使いやすい環境づくりを推進します。

## 1 手話の理解及び普及に関する事項（条例第 6 条第 2 項 1 号）

### (1) 施策の推進方針

手話が普及し、ろう者と聞こえる人が手話で意思疎通ができるよう、市は、市民がろう者や手話に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供していくことが必要です。

篠山市のこれまでの手話の普及は、丹波ろうあ協会、市内の手話サークル団体及び登録手話通訳者によって、継続的に取り組まれてきました。

市は、さらに市民のろう者や手話への理解が深まり手話が普及するよう、丹波ろうあ協会や手話サークル団体等と一層の連携を図り、市民だれもが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

### (2) 推進施策

#### 【短期的な取り組み】

ア 手話を学べる環境として「手話出前講座」の開催や、市が主催するイベントの中で「ミニ手話教室」の実施など、手話に触れる機会を提供します。

イ 市民が、地域で自主的にろう者や手話について学べるよう、自治会で取り組む住民学習の選択課題のひとつに「手話講座」を取り入れます。

ウ こども達がろう者や手話への理解を深め、手話を学べる環境づくりについて、教育委員会との協議を進めていきます。

- エ 市役所や消防本部等において、手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるよう、手話教室等の取り組みを進めます。
- オ ろう者や手話の理解及び普及のための方策について、丹波ろうあ協会や手話サークル団体等と協働して検討します。
- カ 市内の企業等事業所において、ろう者や手話の理解及び普及を推進します。

**【長期的な取り組み】**

- ア 市役所において、手話を使える職員を養成し、窓口等への配置ができるよう取り組みます。
- イ こども達がろう者や手話への理解を深めるため、学校教育の中で継続して学べるよう取り組みます。

**2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項**

(条例第6条第2項2号)

(1) 施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者も聞こえる人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等の提供や、市民が参加することができる会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、市内のあらゆる場所で、いつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

**【短期的な取り組み】**

- ア 音声言語による行政情報等の提供と同様に、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。
- イ 災害発生時等において速やかに的確な情報伝達が行えるよう、その仕組みについて検討します。
- ウ 医療機関や購買施設等の公益的施設で、手話による意思疎通ができるよう、その環境整備について働きかけを行います。

**【長期的な取り組み】**

- ア ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査研究します。
- イ 医療機関や購買施設等の公益的施設において、手話での意思疎通ができる環境をめざして、継続した取り組みを行います。

### 3 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援に関する事項

(条例第6条第2項3号)

#### (1) 施策の推進方針

手話通訳者は、ろう者と聞こえる人の意思疎通を図るだけでなく、ろう者の生活と社会参加への支援にも関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成を継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めるとともに、手話通訳者派遣制度の充実を図ります。

#### (2) 推進施策

ア 市の設置手話通訳者の任用のあり方について検討します。

イ 手話通訳者の養成については、手話奉仕員と手話通訳者の養成講座及び手話通訳者現任研修を継続的に実施し、併せて登録手話通訳者の技術の向上を図ります。

ウ 緊急時や災害発生時の手話通訳派遣について、派遣の要請や派遣方法のあり方について検証し、制度の充実を図ります。

エ 手話通訳派遣事業については、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

### 4 その他の事項

篠山市手話施策推進方針は、条例第7条第2項の規定により実施状況について審議し、必要に応じ見直します。